

地方分権改革の推進

8 地方分権改革の推進

提案先省庁	内閣官房、内閣府、農林水産省
-------	----------------

提案事項

(1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、更なる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

(2) 過度な東京一極集中の是正 新規

「自立」した個性と魅力あふれる豊かな地域づくりを進め地方創生を実現するためには、引き続き、「活力ある地域社会の実現」と、「東京圏への一極集中の是正」を共に進めていく必要がある。

また、過度な東京一極集中の状態では、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大や首都直下地震といった事態による直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることから、こうした事態の発生を防ぎリスクを分散する観点からも、政府関係機関や企業本社機能の地方移転などをはじめ、東京一極集中の是正に向けた取組をさらに強化すること。

(3) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。

特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。

(提案の理由)

現状

- 平成26(2014)年から、地方公共団体等からの改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて国が検討を行う「提案募集方式」が導入され、令和元(2019)年は、地方からの提案に対し約9割が「提案の趣旨を踏まえ対応」又は「現行規定で対応可能」とされた。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26(2014)年12月策定）において、『「東京一極集中」の是正』を基本的視点の一つに置き、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元(2019)年12月策定）においても、地方創生の目指すべき将来として、『将来にわたって「活力ある地域社会の実現』』と『「東京圏への一極集中」の是正』と定め、各種取組を進めているが、依然として一極集中の傾向が続いており、平成30(2018)年の東京圏への転入超過は13万6千人を記録（23年連続）するなど、東京一極集中に歯止めがかかる状況とはなっていない。

- 農地に関しては、平成27(2015)年6月に成立した第5次地方分権一括法により、農地転用の許可権限の移譲が実現しているが、土地利用に関する規制緩和については進展していない。
- インターチェンジ周辺への物流施設や工場の立地は、企業の生産性向上にとどまらず、一般道の交通事故防止や交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境の改善など、多くの利点があるが、そうした土地利用を地方が計画しても、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができないため、タイムリーな用地提供ができず、企業進出の好機を逃すなど、地域の産業振興や雇用創出の障害となっている。

課題

- 人口減少社会の到来など、地方を取り巻く時代の潮流や変化に的確に対応するため、提案募集方式などによる更なる事務・権限移譲や規制緩和が課題となるほか、義務付け・枠付けの見直しでは、地方公共団体からの提案を踏まえ、地方分権改革有識者会議の専門部会等を活用した更なる取組が求められる。
- 過度な東京一極集中の是正は、災害対応や感染症対策という観点からも重要であり、東京と地方が連携して地域経済の好循環を作り出すことが求められている。
- インターチェンジ周辺への企業立地など、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用地区域からの除外や農地転用に関する規制緩和を早期に実現する必要がある。

9 地方税財源の充実強化

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、財務省
-------	------------------

提案事項

(1) 地方一般財源総額の確保等

- ① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の自然増や地方創生、人口減少対策、防災・減災事業や公共施設等の老朽化対策をはじめとした地方の財政需要の増加分を地方財政計画に適切に積み上げること。

その際、高齢化等の進展に伴う社会保障関係費の増加分については、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。

また、指摘されている基金残高の増加について、財政調整基金などは、徹底した行財政改革により捻出した財源を様々な地域の実情に応じて積み立ててきたものであり、基金残高の増加を理由に、地方交付税等の削減は決して行わないこと。

- ② 地方交付税の法定率の引上げや、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を一層図るとともに、後年度に財源措置するとした元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 令和2(2020)年度地方財政計画において、通常収支分の地方交付税については、前年度から約0.4兆円増の16.6兆円が確保され、地方の一般財源総額については、社会保障関係費、防災・減災対策等に係る歳出の増を踏まえ、前年度を約0.7兆円上回る63.4兆円が確保された。
- 令和元(2019)年度に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」において「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度までにおいて、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」方針が示されている。
- 地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源の全額4,200億円を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための「地域社会再生事業費」が創設された。
- 地方における基金残高のうち、財政調整基金などは徹底した行財政改革に取り組んできた結果捻出した財源を、様々な地域の実情に応じて積み立ててきたものである。また、経済対策の際に国費により措置された基金なども含まれており、基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は断じて容認できない。

- 臨時財政対策債発行額は前年度を0.1兆円下回る3.1兆円と抑制したものの、依然として高い水準にあり、今後も、多額の発行と既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる。

課題

- 地方分権の推進に伴い、地方の役割が増大する中で、国を大きく上回る行革に取り組んできたにもかかわらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

提案事項

(2) 社会保障の安定財源確保

「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、団塊の世代が75歳に入り始める前の2019年度から2021年度の3カ年が、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付けられたが、その制度設計や財源等の検討に当たっては、地方の意見を適切に反映し、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保すること。

(提案の理由)

現状

- 社会保障と税の一体改革については、平成25(2013)年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」に基づき、子ども・子育て支援、医療、介護等の制度改革が順次行われてきた。
- 「全世代型の社会保障」の転換のための「新しい経済政策パッケージ」が平成29(2017)年12月に閣議決定され、幼児教育・高等教育の無償化に要する地方負担を含む人づくり革命に係る事業費等については、令和2(2020)年度地方財政計画の歳出に全額計上された。
- 平成30(2018)年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」において、「団塊世代が75歳に入り始める2022年度の前までの2019年度から2021年度を、社会保障改革を軸とする『基盤強化期間』と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行う」方針が示されている。
- 国は今後、生涯現役社会に向けた雇用制度改革を進め、給付と負担のバランスを検討しながら医療・年金など社会保障制度全般にわたる改革を実施し、子どもから現役世代、お年寄りまで、全ての世代が安心できる社会保障制度へと、基盤強化期間中に改革を進めるとしている。

課題

- 地方においては、高齢化に伴う社会保障関係費の増加を給与関係費や投資的経費などの削減で吸収してきたのが実態であるが、地方だけの努力で財源を捻出してきた従来の手法では、制度を維持することは不可能である。

提案事項

(3) 地方創生の推進のための財源確保等

地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生推進交付金について十分な予算措置を継続すること。

併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 令和元(2019)年12月に国は「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」を決定した。Society5.0を推進するためのモデルとなる取組への新たな支援や移住支援事業の要件の緩和などが盛り込まれ、さらには、企業版ふるさと納税の税額控除割合の引き上げ・延長、地方拠点強化税制の拡充・延長などの改善が図られた。
- 国の令和2(2020)年度予算において「地方創生推進交付金」(国費1,000億円(国1/2))、令和元(2019)年度補正予算において、未来に向かってチャレンジする地方の拠点整備を幅広く対象にする「地方創生拠点整備交付金」(国費600億円(国1/2))が措置された。
- 地方創生のために必要な経費として平成27(2015)年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円が確保された。
- 「地方創生推進交付金」については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に同交付金の地方負担分に応じて地方財政措置を講じることとされている。
- 第1期総合戦略で掲げられた目標の中には、「各施策の進捗の効果が現時点では十分に発現するまでには至っていない」と評価されたものもあり、人口移動の状況を見ると、特に東京圏への人口流出が拡大するなど、東京一極集中の流れに歯止めがかかっていない。

課題

- 地方においては、待ったなしの課題である人口減少対策の抜本強化など様々な施策を安定的・継続的に推進していく必要があることから、地方創生関連事業への十分な財政措置が不可欠である。